

医療法改正（第7次）

医療法の改正があり平成28年9月、平成29年4月と二段階の施行期日をもって適用されることになりました。

今回の改正は医療法人の機能整備及びガバナンスの強化が中心となっています。

診療所を中心とする1人医師医療法人に係るポイントは以下の通りです。

1. 今後、医療法人の定款変更を必要となること

2. 医療法人の運営上、従来と異なる運営手続きが必要となること

3. 公開情報について整備が必要となること

1. 定款変更の必要性

(1) 平成30年9月1日までに定款変更が必要となります。

(2) 現存の医療法人については、定款変更が必要となった場合に併せて定款変更をします。

(3) 理事会に関して、変更前に定款例に倣った規定がおかれている場合にはそのままの取扱いとなります。

2. 医療法人の運営規定の改正

(1) 社員、社員総会、理事、理事会、理事長、監事の権限と責任が明確化されました。

(2) 理事、監事の報酬は社員総会で総額を決定し、理事会、監事で個々の金額を決定することになります。

(3) 監事の選任議案を社員総会に提出の場合には監事の同意が必要となります。

(4) 理事長は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する必要があります（3か月ごと）

3. 医療法人の情報公開

(1) 大規模法人（負債50億円以上、収入70億円以上）について外部監査導入（公認会計士、監査法人）、医療法人会計基準の強制適用、公告の実施が必要となります。

(2) 関係事業者との取引状況報告書提出

医療法人と一定基準の取引がある役員、配偶者、関係会社の取引内容について、事業報告書上の記載項目となります。

改正項目	施行	1人医療法人
1. 地域医療連携推進法人制度創設	H29/4/2	△
2. 医療法人制度の見直し		
(1)医療法人のガバナンス強化	H28/9/1	○
(2)医療法人の経営の透明性の確保	H29/4/2	
①会計基準の適用・外部監査の義務付け		△
②計算書類の公告の義務付け		△
③関係事業者との取引情報報告書提出		○
(3)医療法人の分割制度創設	H28/9/1	△
(4)社会医療法人の認定要件見直し	H28/9/1	×

歯科会計

歯科確定申告の注意点

未払金・買掛金

決算時に利益を確定するためには、収入の確定と経費の確定が必要となります。

経費について通常月の処理を支払い金額で処理している場合には、決算日までに請求書がきていて支払いをしていない金額や（買掛金）、請求書の締日以降の金額（締め後買掛金）について決算上経費計上する必要があります。

1. 締日・支払日の設定

取引を開始するときに締日と支払日を決める必要があります。締日は取引先との関係もありますので一方的に決めることはできませんが、選択できるのであれば未締の選択をお勧めいたします。

未締にすることにより決算時の締め後買掛金の処理が不要となります。

締日を前提にして支払日を決めます。支払日は診療収入等の入金日を考慮して決定します。

例えば20日締の末日払い、未締の翌月15日払い等となります。

2. 決算時の処理

決算時は、締日までの請求書と締め後の請求書により未払金・買掛金明細に記入していただくこととなります。

例えば12月決算で20日締翌月10日支払いの場合には、12月20日の請求書の金額を確認して記入していただくとともに、12月21日から12月31日の請求額について翌月の1月20日締の請求書から12月31日納品分を集計して記入することとなります。

3. その他の注意事項

- (1) 材料等の棚卸（在庫集計）には、締め後の請求分での在庫も対象となります。在庫集計して締め後請求分の処理をしないと利益が過大に計上されてしまいます。
- (2) 同様に自費等の前受金（入金はあるが売上確定していない治療分）に対応する技工物についての請求額も集計が必要です。
- (3) 設備購入等の未払金については区分して集計（未払金）します
 - ① 締め後給与に未払金
 - ② 社会保険の未払金
 - ③ 設備購入の未払金

第4回安心会計ボーリング大会の結果発表並びに 賞品発送のお知らせ

平成28年6月から9月を開催期間とする安心会計ボーリング大会に多数のご参加をいただきありがとうございました。

今回は総勢約80名、11チームの参加をいただきました。

独自ハンデによる順位を決定いたしました結果、個人優勝は福谷様（たけのうち歯科クリニック）チーム優勝はたけのうち歯科クリニック様に決定いたしました。

その他順位賞、ベストスコア賞、参加賞も併せて参加事業所に発送させていただきました。

ドクター会計

平成 28 年医療確定申告

今からでも間に合う節税対策

12月 は個人事業者の決算月となります。今年度、予定より多く利益が出そうな場合に、これかでも実行可能な節税対策についてご紹介いたします。

1 30万円未満の備品購入

青色申告をしている中小企業者や個人事業主が30万円未満の減価償却資産を購入した場合に、購入金額の全額を経費計上することができます。

購入の予定があるものについては今年度中に前倒しで購入していただくことにより、今年度の利益を圧縮することができます。

※年間の取得額300万円が上限となります。また、税込経理の場合税込金額での判定となります。

2 翌年予定している修繕の前倒し

診療所や医療機器の修繕についても、今年度中に行うことにより、経費算入することができます。

ただし修繕費の場合、内容によっては資本的支出（固定資産計上）となり、一度に経費処理できない場合があります。修繕費と資本的支出の区分の基準としては、以下をご参照ください。

- ① 1回の支出が20万円未満または3年周期のものは全額修繕費
- ② 修繕費か資本的支出か不明な場合は60万円未満の場合、全額修繕費
- ③ 修繕費か資本的支出か不明な場合で60万円以上の場合、支出額の30%または前期末取得価額の10%のいずれか少ない方を修繕費

3 家賃の前払い

12月に家賃を前払いすることにより、支払った金額を今期の経費とすることができます。

ただし、経費処理できるのは最長1年以内のもののため、12月に支払う場合、翌年1月分から12月分までの家賃が対象となります。

また、継続適用しなければならぬため、翌年以降も前払いすることになります。

4 決算賞与の支給

決算賞与とは、夏冬の賞与とは別に決算の前後に支払う賞与のことです。

当然のことながら支払額は経費処理できるため、予想外に利益が出ている場合には効果的な節税対策となります。

また、以下の要件を満たす場合には、翌年度の支払いでも今年度中に経費計上することができます。

- ① 支給額を同じ時期に支給する全従業員に対し、各人別に通知していること
- ② 通知した金額を、1月中に支払うこと。
- ③ 通知した金額について、今年度中に経費処理していること。

冬季休業のお知らせ

平成28年12月29日から平成29年1月3日

平成29年1月4日より通常営業いたします

医療承継

住宅取得等資金の非課税贈与制度

相続の生前対策としては、まずは優先的に非課税贈与の制度を利用した財産の移転を行うことが有利です。今回は住宅取得等資金の非課税贈与制度について留意すべき点を解説します。

<制度の概要>

平成 33 年 12 月 31 日までの間に、父母や祖父母などの直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合、一定の要件を満たせばその住宅取得等資金のうち一定額について贈与税が非課税となります。

非課税枠と期限	贈与する人	贈与を受ける人	主な留意点
・平成 32 年 3 月末まで： 700 万（省エネ 1200 万） ・平成 33 年 3 月末まで： 500 万（省エネ 1000 万） ・平成 33 年 12 月末まで： 300 万（省エネ 800 万）	直系尊属 (父母、祖父母等)	・直系卑属（子、孫等） ・贈与を受けた年の 1 月 1 日時点で 20 歳以上 ・贈与を受ける年の合計所得 2000 万以下	・限度額内でも申告は必要 ・子や孫の配偶者に対しては× ・贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに居住（注文住宅の場合は遅滞なく居住する見込なら可） ・代金決済の前に取得資金の贈与を受け、それを決済に充てること ・家屋面積は 50 m ² 以上 240 m ² 以下 ・増改築の場合、工事費用 100 万以上

<中古家屋を購入する場合>

購入する家屋が中古の場合は、次のいずれかの要件を満たす必要があります。

(ア) 耐火建築物である家屋の場合→取得の日以前 25 年以内に建築されたものであること

(イ) 耐火建築物以外の家屋の場合→取得の日以前 20 年以内に建築されたものであること

(ウ) 「耐震基準適合証明書」、「住宅性能評価書の写し」又は既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類 があること

<その他注意点>

・贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までに住宅を新築・購入・リフォームをしていることが要件のため、引き渡し時期が明確になってから贈与を行うことが安全です。ただし、代金の決済前に贈与を受けましょう。要件を満たさない贈与は非課税にならないため、贈与時期の検討が重要です。

・住宅取得に充てる資金の贈与が対象で、借入返済資金とみなされる資金の贈与は対象外です。

・贈与を受けた資金を土地の購入資金のみに充てた場合は非課税の対象外です。家屋に全額贈与資金を充てれば間違いはないですが、一部でも土地の取得資金に充てる場合は土地と家屋を同時に取得するような場合など、認められるケースは限定的になります。

・取得価額 < 住宅取得等資金の贈与額 + 住宅ローン額 となる場合は、住宅ローン控除を満額とれない可能性がありますので、ローンを組む金額の事前検討が必要です。